

京都市交通局管理規程第15号

京都市交通局主任等設置規程の一部を改正する規程を公布する。

平成20年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 島田 與三右衛門

京都市交通局主任等設置規程の一部を改正する規程

京都市交通局主任等設置規程の一部を次のように改正する。

第2条中「係等」を「課等」に改め、同条の表を次のように改める。

課 等 の 名 称	設置する主任等
企画総務部研修所	研修指導主任
自動車部運輸課	定期観光主任 事故対策主任
自動車部技術課	業務主任 整備主任 工作主任 検査主任
自動車部営業所	業務主任 整備主任
高速鉄道部運輸課	運転指令主任助役
高速鉄道部運輸事務所	乗務主任助役 指導主任助役 駅務主任助役
高速鉄道部施設課	保線主任

高速鉄道部車両工場	検車主任 操車主任 修車主任
高速鉄道部電気課	電力主任 電路主任 信号通信主任

第4条第1項ただし書中「係又は区」を「課等」に改める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)